

# 一時預かり事業(幼稚園型)の 補助仮単価について

平成26年9月11日

# 一時預かり事業（幼稚園型）の創設

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児（教育標準時間認定の子ども（1号認定子ども））を対象に行う「幼稚園型一時預かり事業」を創設

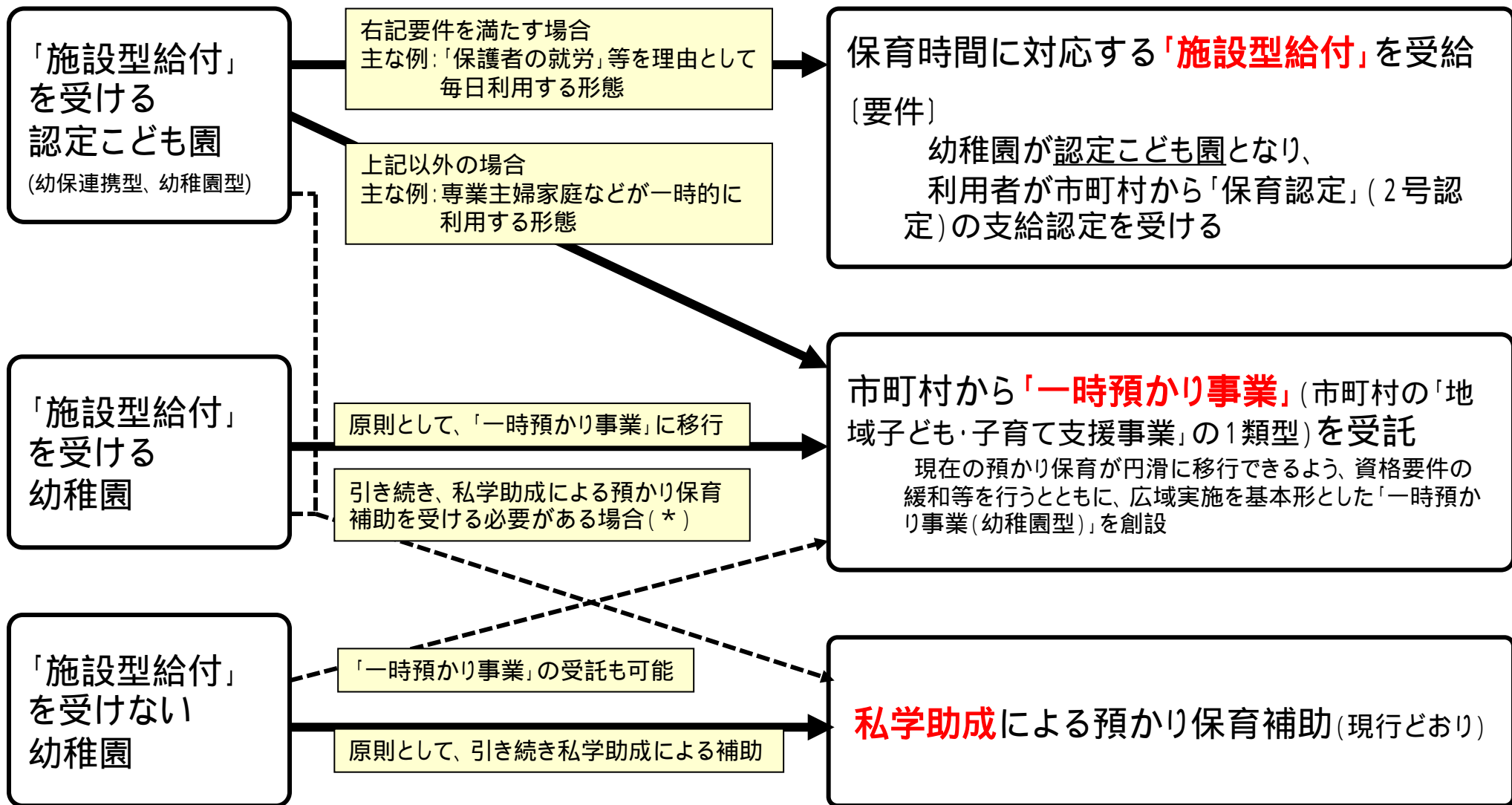
		「幼稚園型」の要件等									
実施主体		<b>市町村</b> （子ども・子育て支援法に基づく「 <b>地域子ども・子育て支援事業</b> 」として実施）									
実施場所		<b>幼稚園又は認定こども園</b>									
対象児童		<b>在籍園児</b> （教育標準時間認定（1号認定）の子ども） 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象 <b>園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可</b>									
職員	職員数	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table> 2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、 <b>1人で可</b> 担当職員は常勤・非常勤を問わない	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1	
	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1							
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1								
	資格	保育士又は <b>幼稚園教諭（3歳以上児に限る）</b>									
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡/人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡/人</td> </tr> </table> など 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人	2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人		ほふく室	3.3㎡/人
2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人									
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人									
	ほふく室	3.3㎡/人									
補助単価		一時預かり事業の他の類型や公定価格との整合性を踏まえ検討									
実施形態		利用者の <b>居住市町村が園に委託等して実施</b> （当該市町村域外に所在する園も含む）することを基本とする（関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可） 施設型給付と同様の形態									
その他		事業開始時に都道府県知事（指定都市、中核市の長）に事前の届出（児童福祉法第34条の12）									

（参考）

一時預かり事業（安心こども基金（H25））・・・保育所型と地域密着型の2類型があり、1,165市区町村（全国の67%）、7,656か所（うち保育所型7,311か所）で実施（幼稚園の実績はほとんどなし）。 H26から「一時預かり事業（一般型）」（保育緊急確保事業）として実施。

預かり保育推進事業（私学助成）・・・全都道府県で7,454園（私立幼稚園の94%）で実施。

# 幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



(\*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

# 幼稚園の「預かり保育」への財政支援の変化

## 現行の私学助成

補助の実施主体 都道府県  
 補助基準額(国基準)(国1/2)  
 年間 65万円～228万円(平成26年度予算)  
 平均の担当者数と実施時間等により設定  
 実際の補助額は都道府県により異なる  
 補助実績の平均 約137万円/園  
 (平成24年度実績)

利用者負担  
 各園で設定  
 補助実施園の平均 約168万円/園  
 (平成23年度実績)

## 一時預かり事業(幼稚園型)

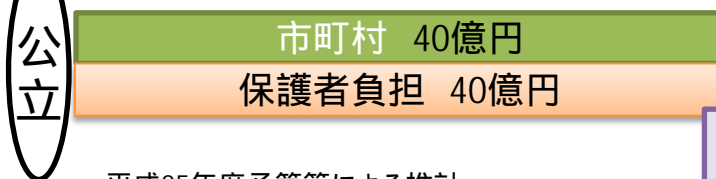
実施主体 市町村(居住地市町村実施が基本形)  
 補助基準額(国基準)(国1/3、都道府県1/3)  
 1人1日当たり 400円(仮単価)  
 (上限・下限を設定)(休日加算・長時間加算あり)  
 利用者負担 各市町村が設定  
 国として一律の基準は設けない。  
 現状は各園の設定に委ねていることを踏まえると、私立については各園の設定に委ねることが想定される。  
 保育士・幼稚園教諭(3才以上児に限る)の配置基準は保育所と同じ(詳細はP.1参照)

【費用総額 290億円】

総額 210億円



総額 80億円



平成25年度予算等による推計

### 量拡充

・私学助成からの移行分の実施を確保



新制度の一時預かり事業に移行  
 (一部は現行の私学助成に残る)

### 質改善

・小規模園でも実施できるよう、非常勤保育者を配置  
 ・保育短時間利用の保護者負担との公平性を確保

【費用総額290億円

+ 約30億円(質改善公費増)】



金額は仮に10割移行したと仮定した場合の額  
 公費補助額は基本的には1/2を前提とするが、  
 頻回利用者の保護者負担軽減を図るため、1/2  
 を超える想定。

## 一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価について（１）

一時預かり事業（幼稚園型）は、新制度施行により新規に実施する事業であること、現行の補助単価とは大きく体系を変えるものであること、事業者や市町村などの現場からの要請がきわめて強いことから、現時点で考えられる補助単価のイメージ額を仮にお示しするもの。

なお、この仮単価は0.7兆円の範囲内での質改善を反映した場合の金額であり、各年度の単価は、当該各年度の予算編成過程で決定される。

### 1. 方針

#### (1) 対応方針（平成25年12月26日子ども・子育て会議とりまとめ）

利用児童1日当たり単価を設定し、年間延べ利用児童数に応じて補助を行うこととし、下記の方針で検討する。

- ・事業規模に配慮し、補助額の上限・下限を設けることとする。
- ・長期休業日等を実施する場合や長時間の預かりを実施する場合は、追加的な職員配置の必要性を個別に考慮し、加算を行うこととする。
- ・園児以外の子どもを受け入れる場合は、終日の職員配置を前提に、別単価を設定することとする。

補助単価については、一時預かり事業の他の類型や公定価格との整合性を踏まえ検討する。

#### (2) 考え方

補助単価は、現行の預かり保育（都道府県による私学助成）の標準的水準を踏まえ、利用料との負担割合は、基本的に1：1を想定したうえで、定額補助（補助率は定めない）。なお、小規模施設については、利用者負担軽減のため別途配慮。

小規模施設においても少なくとも1名の職員（非常勤）を配置できるよう、補助額（基本分）の下限を設定。  
（上限については、一時預かり事業（一般型）の上限額を適用）

休日（土曜日等の週休日）に実施する場合は、別途、休日単価を適用。  
（職員の勤務状況等を考慮し、夏休み等の長期休業日は基本分単価を適用）

長時間の預かりを行う場合は、別途、延長分の加算単価を基本分単価に追加して適用。

園児以外の子どもを受け入れる場合の補助単価については、一時預かり事業（一般型）の単価を踏まえつつ、今後、予算編成過程において検討。

## 2. 補助単価（園児1人当たり日額）

### (1) 基本分単価

通常単価 400円

1日当たり平均利用園児数8名（年間延べ利用見込み人数2,000人）を超える施設に適用

小規模施設単価 利用規模（年間延利用見込み人数）に応じ下記により算定した額

次のA及びBによりそれぞれ算定した額の合計額（10円未満切り捨て）

A 800千円を当該施設における年間延べ利用見込み人数（平日のみ）で除した額（小数点以下四捨五入）

B 上記Aの額から の額を減じた額

（例）年間延べ利用見込み人数1,000人（1日当たり平均4人）の場合

$$A \quad 800 \text{千円} \div 1,000 \text{人} = 800 \text{円}$$

$$B \quad 800 \text{円} - 400 \text{円} = 400 \text{円}$$

$$A + B = 1,200 \text{円}$$

### [ 設定の考え方 ]

1日当たり平均利用園児数8名（年間延べ利用見込み人数2,000人）以下の施設に適用

1施設当たり想定事業費額を年額1,600千円、補助下限額を年額800千円に設定（A）

小規模施設の利用料が高額化しないよう利用者の負担軽減に配慮（B）

### (2) 休日単価 補助単価（園児1人当たり日額） 800円

主に土曜日に実施する場合の終日の職員配置を踏まえ単価を設定。

### (3) 長時間加算単価 補助単価（園児1人当たり日額） 100円

1日当たり4時間（休日は8時間）を超えて実施する場合に、上記 ~ の単価に加算。

## 3. 利用料

事業者において利用料を徴収できる。市町村で定める場合は、私学助成下での実施状況からの移行に配慮する。

補助単価と同額の日額利用料（2.（1）にあつては単価にかかわらず400円）を徴収することを想定して補助単価を積算しているが、補助率の定めのない定額補助であるため、設定額や徴収時期（日額、月額・年額（登録料）との組合せなど）の基準は定めない。

# 一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価について（3）

## 【平均的規模の施設における一例】

- ・平日）実施日数：250日（週5日×50週 長期休業期間含む）、1日平均利用者数：16人
- ・休日）実施日数：50日（週1日×50週）、1日平均利用者数：8人
- ・長時間預かり 実施日：250日（平日のみ）、1日平均利用者数：8人

基本分	400円×16人×250日 =	1,600千円	想定利用料	1,600千円
休日分	800円×8人×50日 =	320千円		320千円
長時間加算	100円×8人×250日 =	200千円		200千円
<b>公費補助額</b>		<b>計 2,120千円 (a)</b>		<b>計 2,120千円 (b)</b>

想定利用料を含む総収入（事業費総額） 計 4,240千円 (a)+(b)

## 【小規模施設における一例】

- ・平日）実施日数：250日（週5日×50週 長期休業期間含む）、1日平均利用者数：6人
- ・休日）実施日数：50日（週1日×50週）、1日平均利用者数：3人
- ・長時間預かり 実施日：250日（平日のみ）、1日平均利用者数：3人

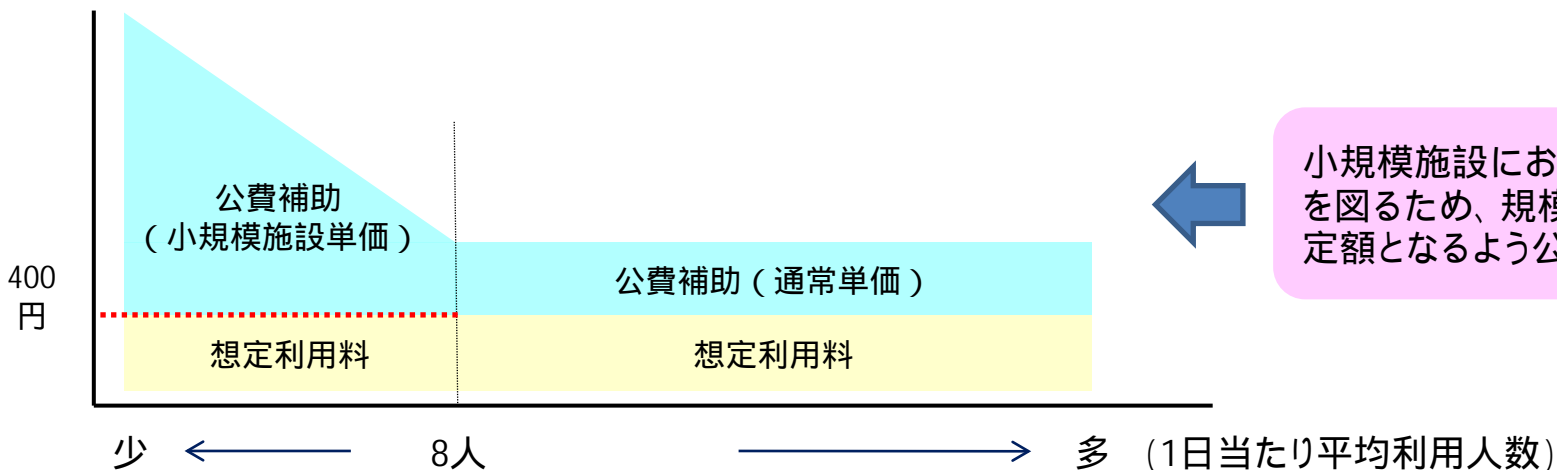
基本分	660円( )×6人×250日 =	990千円	想定利用料	600千円
	A 800千円÷1,500人(6人×250日) = 533円			(400円×6人×250日 = 600千円)
	B 533円 - 400円 = 133円	( ) A + B = 666円	660円	想定事業費額として1,600千円を確保

休日分	800円×3人×50日 =	120千円		120千円
長時間加算	100円×3人×250日 =	75千円		75千円
<b>公費補助額</b>		<b>計 1,185千円 (a)</b>		<b>計 795千円 (b)</b>

想定利用料を含む総収入（事業費総額） 計 1,980千円 (a)+(b)

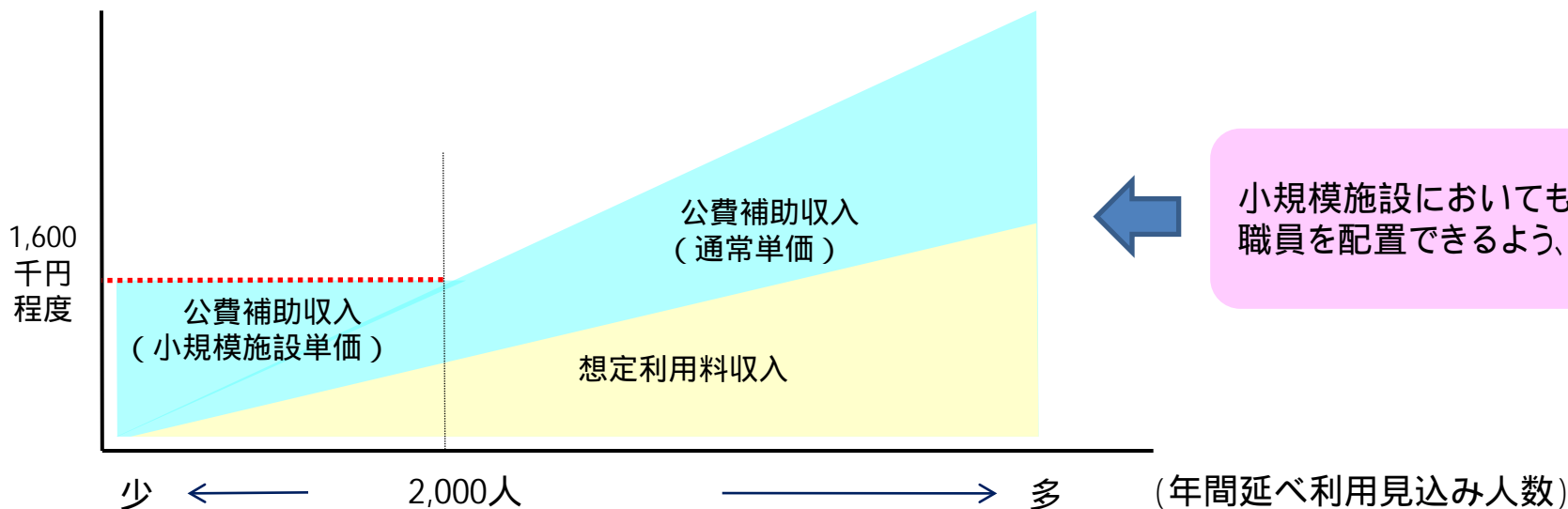
【参考】事業規模に応じた補助単価（基本分）、想定利用料、事業者収入等[イメージ]

【基本分単価及び想定利用料】（園児1人当たり日額）



小規模施設における利用者負担の軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう公費で支援

【総収入（事業費総額）】（施設当たり年額）



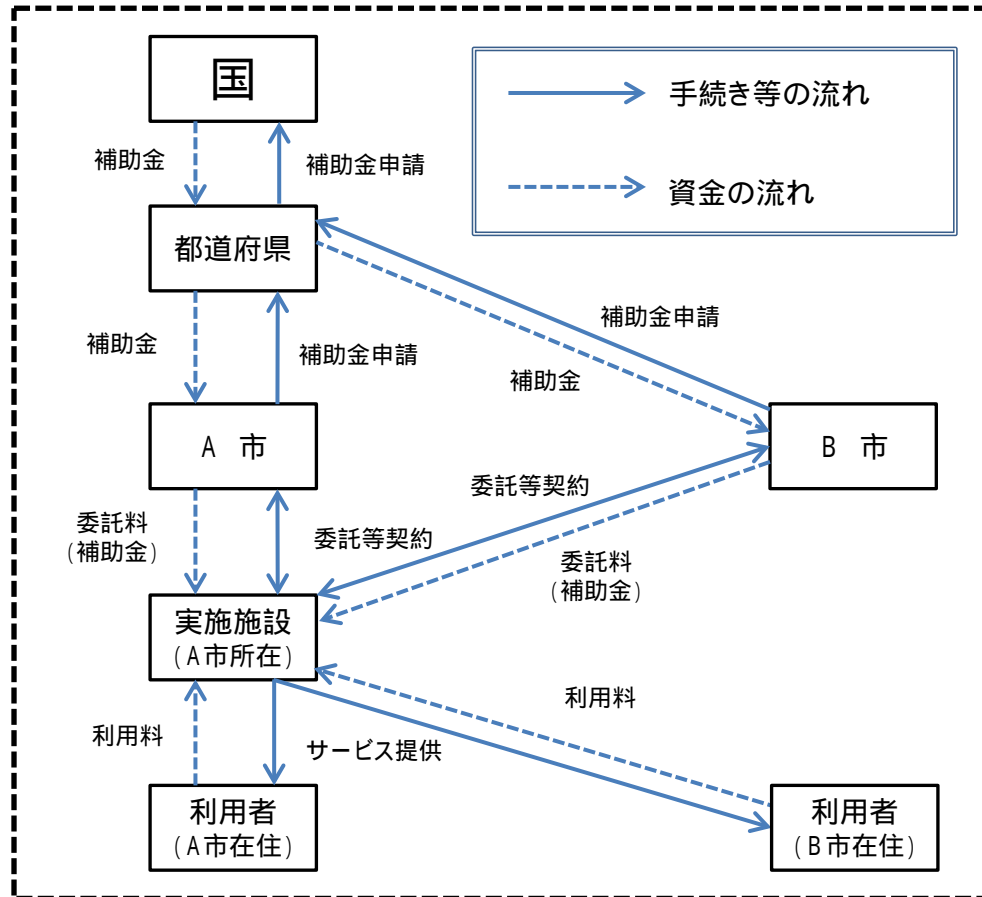
小規模施設においても、少なくとも1名の職員を配置できるよう、公費で支援



## (参考) 基本的な実施形態

幼稚園型については、特に市町村を越えた利用が想定されることから、事業実施に係る費用等について、市町村間において調整が必要となる。より効率的な事業とするため、実施形態としては下記が基本となる。

### 【利用者の居住市町村がそれぞれ、域内・域外の施設に委託等して実施する形】



利用者の居住市町村がそれぞれ補助金交付、施設との契約等を行う。

実施施設の事務処理の簡素化の観点から、近隣市町村間において一部事務組合等を創設し、一部事務組合が請求を振り分ける等を行うことも考えられる。

上図においては、都道府県への事務委任がなされた場合を想定。

## (参考)関係法令

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

十 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第6条の3

この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育(第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。))を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第24条第2項を除き、以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)

第74条 第62条から第71条まで並びに第72条第1項及び第3項の規定は、他の法律によつて、その設置又開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

## (参考)一時預かり事業として預かり保育を実施する場合の留意事項

位置付け

教育課程に係る教育時間外の教育活動(学校教育法第25条・幼稚園教育要領)かつ、第2種社会福祉事業(児童福祉法第6条の3第7項・社会福祉法第2条第3項)

事業実施に係る手続き等

厚生労働省令で定める事項を都道府県知事(指定都市、中核市の長)に届出(児童福祉法第34条の12)  
( 学校教育法、社会福祉法上の手続きは不要)

消費税法上の取扱い

消費税法別表第1に規定する教育に係る役務の提供又は第2種社会福祉事業によるサービスの提供に該当するため非課税

(参考)私立幼稚園の私学助成(預かり保育)の状況(都道府県別・平成25年度実績)

		私学助成(預かり保育)		学校法人 立 幼稚園数 <園>
		都道府県補助額<千円> (*1)	補助幼稚園数 <園> (*2)	
1	北海道	325,988	447	466
2	青森県	103,992	101	110
3	岩手県	174,670	80	82
4	宮城県	281,172	144	157
5	秋田県	132,360	60	64
6	山形県	125,800	82	83
7	福島県	271,609	128	134
8	茨城県	174,728	193	193
9	栃木県	275,280	170	185
10	群馬県	102,361	100	118
11	埼玉県	421,010	417	535
12	千葉県	239,949	289	403
13	東京都	615,900	460	509
14	神奈川県	581,000	412	541
15	新潟県	192,214	102	111
16	富山県	15,043	37	54
17	石川県	35,474	55	65
18	福井県	63,023	32	30
19	山梨県	61,660	58	65
20	長野県	207,420	96	102
21	岐阜県	176,455	87	105
22	静岡県	145,835	115	239
23	愛知県	411,280	311	417
24	三重県	33,736	35	57

		私学助成(預かり保育)		学校法人 立 幼稚園数 <園>
		都道府県補助額<千円> (*1)	補助幼稚園数 <園> (*2)	
25	滋賀県	21,800	25	28
26	京都府	265,860	136	149
27	大阪府	812,328	392	411
28	兵庫県	438,430	197	211
29	奈良県	8,748	26	43
30	和歌山県	76,860	40	42
31	鳥取県	47,140	24	27
32	島根県	15,959	12	14
33	岡山県	30,820	20	35
34	広島県	263,080	188	195
35	山口県	67,198	117	129
36	徳島県	16,660	11	11
37	香川県	31,431	27	34
38	愛媛県	121,160	91	102
39	高知県	67,326	28	29
40	福岡県	220,070	322	368
41	佐賀県	165,125	82	89
42	長崎県	215,843	102	124
43	熊本県	120,444	103	110
44	大分県	72,650	57	67
45	宮崎県	103,906	105	115
46	鹿児島県	294,002	134	149
47	沖縄県	63,868	33	31
計		8,708,666	6,283	7,338

\*1 通常(平日)の預かり保育及び長期休業日等預かり保育

\*2 通常(平日)の預かり保育補助園数